

令和2年4月8日

保護者の皆様 家庭数

松山市立坂本幼稚園

園長 大塚・栄二

### 警報発表時(Jアラート等の緊急情報発信時)及び地震発生時における登降園について

このことについて、本園では、園児の安全のために下記のようにいたしますので、よろしくお願いたします。なお、今年度から、臨時休園にする時刻等を見直しておりますので、ご確認ください。

#### 記

#### I 「暴風」「暴風雪」警報と「特別警報」の発表時、または坂本地区に「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」が発令されたとき、及びJアラート等の緊急情報が発信された場合

1 登園前に「暴風」「暴風雪」警報、「特別警報」が発表されたときや坂本地区に「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」が発令されたとき、及びJアラート等の緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。

(1) 午前7時の時点で、警報や避難勧告等が解除された場合、及びJアラート等の情報伝達によって安全が確認できた場合、**通常どおり登園**させてください。

ア 水曜日は弁当を持たせてください。水曜日以外は給食を実施します。

イ 通常どおり降園します。

(2) 午前8時の時点で、警報や避難勧告等が解除された場合、及びJアラート等の情報伝達によって安全が確認できた場合、**通常どおり登園**させてください。

ア 給食は実施しません。弁当を持たせてください。

イ 通常どおり降園します。

(3) 午前9時の時点で、警報や避難勧告等が解除された場合、及びJアラート等の情報伝達によって安全が確認できた場合、**速やかに登園**させてください。

ア 給食は実施しません。弁当を持たせてください。

イ 通常どおり降園します。

警報や避難勧告等が解除されても、道路の状況がよくない等、登園することが難しい場合には、幼稚園までご連絡ください。

(4) 午前9時を過ぎても警報や避難勧告等が解除にならないとき、及びJアラート等によって緊急情報が発信され、その後の情報によっても安全が確保できないときは、臨時休園とします。

<臨時休園になった場合>

ア 学級の電話連絡網で連絡します。

イ 危険ですので、特別の事情がない限り、子どもを外出させないでください。

裏面もあります

2 保育中に「暴風」「暴風雨」警報、「特別警報」が発表されたときや坂本地区に「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令されたとき、及びJアラート等の緊急情報が発信された場合

- 警報や避難勧告等が発表、発令されたときは、**速やかにお迎え**に来てください。家庭への連絡が取れない場合は、連絡が取れるまで幼稚園で待機させます。
- Jアラート等の緊急情報が発信された場合は、情報を収集し、安全が確認できてから引き続き保育を実施するかお迎えに来ていただくか判断し、学級の電話連絡網で連絡します。

## II 大規模地震発生時（震度5強以上）

1 登園前、在宅時に大規模地震が発生したとき

- (1) **その日は臨時休園とします。**
- (2) 被害の有無等を幼稚園に連絡してください。
- (3) 翌日以降の登園等について、幼稚園から連絡があるまで、自宅待機させてください。

2 登園途中に大規模地震が発生したとき

- (1) 揺れがおさまるのを待ち、近くの安全な場所に避難してください。
- (2) 安全に移動できるようになってから帰宅し、自宅で待機してください。

3 保育中に大規模地震が発生したとき

- (1) 教師が園児を避難誘導し、保護します。
- (2) 幼稚園施設に被害が発生し、危険と判断した場合は、坂本小学校へ園児を避難誘導し、保護します。
- (3) 揺れがおさまったら、**速やかにお迎え**に来てください。家庭への連絡が取れない場合は、連絡が取れるまで幼稚園で待機させます。

## III その他

- 1 「暴風」「暴風雪」以外の警報（大雨、洪水警報等）については、通常どおり登園させてください。ただし、家庭で周辺状況から判断して登園を見合わせる場合は、その旨を幼稚園へご連絡ください。
- 2 ご家庭でもラジオ・テレビ等の気象情報、地震情報、緊急情報等に注意してください。
- 3 通学路や近辺で危険箇所を見かけられましたら、幼稚園へご一報ください。
- 4 園児の在園時に大きな災害がおき、家庭の電話やスマホ、携帯電話がつながりにくくなった場合、子どもの安否情報確認に171災害用伝言ダイヤルを使用することがあります。詳細は別紙を参照してください。

（坂本幼稚園 電話 963-1154）

※ このプリントを保管していただきますよう、お願いいたします。